

事 務 連 絡
令和8年8月18日

関係者各位

備前市 総務部 施設マネジメント推進課長

建設工事における入札制度等の改正について(お知らせ)

平素から、備前市の入札及び契約業務に御理解、御協力をいただきありがとうございます。
さて、建設工事における入札制度等の改正を下記のとおり行いますので、よろしくお願いいたします。

記

改正内容

1. 入札参加資格審査申請の変更手続き内容の見直しについて

令和8年9月1日より、建設工事における入札参加資格審査申請の変更手続きにおいて、以下の項目の申請を不要とします。

【変更申請が不要となる項目】

- ・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の更新
- ・建設業許可の更新
- ・技術職員の更新

建設工事の審査において必要となる情報については、申請者の事務負担軽減及び審査の効率化等の観点から、一般財団法人建設業技術者センター(CE財団)より直接提供を受けることとなりました。

なお、登録をしている業種の建設業許可が削除となる等、入札参加資格の条件を満たさなくなった場合は、従前通り登録業種の一部削除届の提出が必要です。

その他、変更申請に必要な書類及び手続きの詳細な内容については、以下の備前市ホームページをご確認ください。

【備前市HP 変更届ページ】

<https://www.city.bizen.okayama.jp/soshiki/7/23036.html>

以上